令和7年度

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税

特別徴収取扱いつづり

内 容

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしくみ・・	1
市民税・県民税・森林環境税について・・・・・・	2
特別徴収事務の取扱要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$3 \sim 4$
退職所得に係る特別徴収について・・・・・・・・・	5
異動届の記入方法・記載例・・・・・・・・・・・	6 ∼ 8
マイナンバーを取り扱う際の注意点・・・・・・・	9
納入書の訂正方法について・・・・・・・・・・	1 0
添付書類	

特別徴収にかかる給与所得者異動届出書 特別徴収切替届出(依頼)書 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 指定通知書



税務課市民税担当

〒401-8601 山梨県大月市大月二丁目6番20号 電話 0554(23)8016

市区町村コード 192066

山梨県大月市長 小林 信保

令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきましては、日頃より格別な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度市民税・県民税・森林環境税について、貴社を特別徴収義務者として 指定し、その取り扱いをお願いすることになりました。特別徴収税額通知書ならびに関 係書類を送付いたしますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

■ 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしくみ ■

1. 特別徴収

特別徴収は、給与支払者が従業員に毎月支払う給与から、住民 税(市民税・県民税・森林環境税)を天引きし、従業員に代わって 納入する制度です。

2. 特別徵収義務者

特別徴収義務者は、給与から所得税を源泉徴収する義務がある給与支払者で、市区町村から住民税の特別徴収者に指定されます。

3. 納税義務者

令和7年1月1日現在、大月市に住所を有する方のうち、前年中に給与の支払いを受け、かつ令和7年4月1日現在給与の支払いを受けている方、または、退職手当等の支払いを受ける方です。

4. 非課税者

- (1) 生活保護法による生活扶助を受けている方
- (2) 障害者、未成年者(未婚の方)、寡婦(寡夫)で、前年の合計所 得金額が135万円以下の方

5. 均等割の非課税

前年の合計所得金額が、次の計算式で求めた金額以下の方

28万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族数) +10万円+16万8千円

※ ただし、控除対象配偶者も扶養親族も有しない場合は38万円

6. 所得割の非課税

前年の合計所得金額が、次の計算式で求めた金額以下の方

3 5万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族数) +10万円+32万円

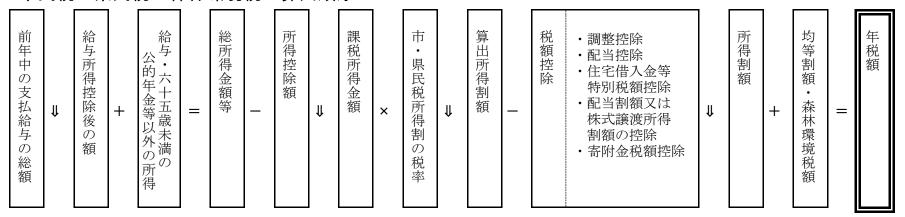
※ ただし、控除対象配偶者も扶養親族も有しない場合は45万円

7. その他

6 5歳以上の公的年金等の所得に係る住民税は、給与所得等に 係る住民税の特別徴収とは別に、公的年金等から天引きされます。

■ 市民税・県民税・森林環境税について ■

1. 市民税・県民税・森林環境税の算出順序



2. 市民税・県民税・森林環境税の税率

	所得割	均等割
市民税	6 %	3,000円
県民税	4 %	1,500円

森林環境税 ※	
1,000円	

※ 森林環境税は国税で、一人年額1,000円を均等割と併せて徴収

3. 所得控除

雑損控除・医療費控除・社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除・生命保険料控除・地震保険料控除・障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・基礎控除があります。

※ ______の控除は所得税の控除額と異なります。(人的控除額は右図参照)

人的控除額 (円)

控除の種類	所得税	市・県民税
基礎控除	480,000	430,000
勤労学生控除	270,000	260, 000
寡婦控除	270,000	260, 000
ひとり親控除	350, 000	300,000
配偶者 (一般)	380,000	330, 000
配偶者(老人)	480,000	380, 000
その他 (一般)	380,000	330,000
特定親族	630,000	450,000
老人 (同居老親等)	580,000	450,000
老人 (その他)	480,000	380, 000
障害者控除 (一般)	270,000	260, 000
障害者控除(特別)	400,000	300,000
障害者控除 (同居特別)	750, 000	530,000

■ 特別徴収事務の取扱要領 ■

1. 税額通知書の配付

特別徴収義務者には、「特別徴収税額の決定通知書」と併せて、 納税義務者用の「特別徴収税額通知書」も送付しますので、人員等 を確認し従業員に配付してください。

2. 月割額の徴収

毎月支払う給与から従業員の住民税額(月額)を天引きし、原則として**翌月10日**(ただし、10日が休祭日のときはその翌日、土曜日のときは翌々日)までに、取扱金融機関で納入してください。 令和7年度の徴収及び納入は、6月から翌年5月までの12ヶ月で行っていただきます。

(例) 6月分の税額は、6月中に支払われる給与から天引きし、 7月10日(6月分納入用を使用)までに納入する。

3. 特別徴収税額の変更

給与から天引きする住民税額に変更が生じた場合は、「特別徴収税額の変更通知書(特別徴収義務者用)」を送付しますので、その後は、この変更通知書に記載されている住民税額を天引きしてください。

なお、同封されている「特別徴収税額通知書(**納税義務者用**)」 は、従業員に配付してください。

4. 取扱金融機関

(1) **大月市指定金融機関**山梨中央銀行 大月支店

(2) 大月市収納代理金融機関

山梨中央銀行 山梨信用金庫 都留信用組合 クレイン農業協同組合 山梨県民信用組合

- (3) 大月市役所及び各出張所
- (4) ゆうちょ銀行及び各郵便局

※別紙の指定通知書を御使用願います。

5. 納期の特例

ださい。

給与の支払いを受ける者が常時10人未満の事業所では、市長の承認を受けることによって、毎月徴収した特別徴収税額を年2回に分けて納入することができます。

6月分から11月分 ⇒ 12月10日までに 12月分から翌年5月分 ⇒ 翌年6月10日までに 希望される特別徴収義務者は、税務課市民税担当まで御相談く

6. 納入書の取扱いについて

(1) 納入書の送付

6月分から翌年5月分までの納入書には、納入すべき税額を 納入金額(1)欄に印字して送付します。

(2) 納入書の記入方法

納入する金額が、納入書の納入金額(1)に印字してある金額と 異なる場合は、納入金額(1)欄を横線で消し、納入金額(2)欄に 記入してください。また、機械で読み取りますので、次のことに 御注意ください。

- ① 筆記用具は黒色のボールペン等をお使いください。
- ② 金額の前に「¥」記号は記入しないでください。
- ③ 数字は、枠の中に大きく次の要領で記入願います。

[正しい記入例]

O I 2 3 4 5 6 7 8 9

[誤った記入例]

O I 2 3 4 5 6 7 8 9

O I 2 3 4 5 6 7 8 9

7. 納税義務者の異動

従業員に退職・転勤・死亡等の異動が生じた場合は、「特別徴収

にかかる給与所得者異動届出書」を作成し、異動があった月の**翌 月10日まで**に1部提出してください。

なお、転勤等により引き続き特別徴収を希望する場合は、異動 届出書は転勤先を経由して提出してください。

(注)異動届出書の記入は、5ページ以降を参考にしてください。

8. 未徴収税額の一括徴収

住民税を給与からの天引きで納めている従業員が退職等した場合は、給与から引けなくなった残りの税額(未徴収税額)は、通常納入書等で従業員が直接納めていただくことになりますが、次に該当する方は、その未徴収税額を5月31日までに支払われる給与または退職手当等から一括して引いて納めていただく必要があります。

- ①6月1日から12月31日までの間に退職等される方 (納税者から一括徴収の申出が必要です。)
- ②1月1日から4月30日までの間に退職等される方 (納税者から一括徴収の申出の有無は問いませ ん。)

未徴収税額を 超える給与ま たは退職手当 等が 5 月 31 日までに支給 される場合

異動届出書を異動のあった月の翌月の10日までに提出してください。 また、徴収した税額は翌月の10日までに他の特別徴収税額とあわせて納入してください。

なお、この制度は退職等される方の納税の便を図る趣旨から設けられたものであり、特に上記②につきましては、その徴収が義務づけられています。

■ 退職所得に係る特別徴収について ■

1. 特別徵収・分離課税

従業員が退職し、退職金を支払う場合は、退職金の支払者が他 の所得と分離して、その所得に応じた市民税・県民税を算出し、 退職金からその税額を差し引き納入していただきます。

2. 納期限と納入方法

原則として、徴収した月の翌月10日(ただし、10日が休祭日のときはその翌日、土曜日のときはその翌々日)までに、納入書の納入金額(2)欄にある「退職所得分」の欄に徴収額を記載し、取扱金融機関で納入してください。

納入時は、納入書等裏面の「納入申告書」に退職金の内訳等を 記載していただくか、内訳等を記載した書類を大月市役所税務課 に提出してください。

なお、退職金の支払者が<u>個人事業主の場合は</u>個人番号の記載が 必要になるため、裏面の納入申告書は使用しないでください。

3. 税額の計算

退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収税額は、次の計算式 で算出してください。

【 税額の計算式 】

(収入金額-退職所得控除)×1/2×税率10%

(市民税6% 県民税4%)

- ※ 勤続年数5年以下の法人役員等については、1/2を乗じる措 置が廃止になります。
- ※ 算出された税額で100円未満の端数は切り捨てます。

4. 退職所得控除額の計算(所得税の場合と同じです)

- (1) 勤続年数が20年以下の場合
 - 40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)
- (2) 勤続年数が20年を超える場合
 - 800万円+70万円×(勤続年数-20年)
 - ※ 勤続年数は、1年未満の端数を切り上げて計算します。
 - ※ 障害者となったことにより退職したと認められる場合は、 控除額に100万円が加えられます。

① 退職して普通徴収へ切り替える場合

御注意 4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

		处与 士 1							
		給 与 支 払 報 告 特 別 徴 収	年 度	1. 現 ⁴	年度 2	. 新年度	3. 両年度		
)	具動があった場	易合は、速やかに提出してください。							
		T012-3456		特別徴収義務 指 定 番		123456	7		
	大	所 在 地 ○○県××市△△1丁目2番3号 5月市 長殿 給 特 : □		宛名番	号	123456	3		
		大月市 長殿 給 中 5 別務 フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ	\bigcap	担連	属	人事課人事労務係			
	令和××年((月市 長殿 与	(🏚)	当絡	名	特徴花	三子		
	14 111	個人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	O記載に当たっては、	者先 電	話 000-	-000-0000			
	フリガナ	フは法人番号 スズキ イチロウ	とし右詰めで記載			内線(123)		
	氏名	A. I				8.4			
給			, _{異 !}	動の事	由	異動後の			
	生年月日					税額の領	收収方法		
与	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							
所	受給者番号	6 月から 9 月から 令和 ×	年 1 2	. 退 . 転	職勤	3 1. 特	別徴収継続		
得	1月1日		また。 右から 4		長 欠	4			
者	現在の住所	○○県××市△△32番地1 8 月まで 5 月まで 8	月 番号を 5. 記入 6.	. 支払少額・	・ 不 定 期 解 散	番号を 記入	10 10 10		
	異動後の	140,000 _{III} 35,600 _{III} 104,400 _{III} 31	7 .	. そ の :由・理由	他		· 通 徴 収 本 人 納 付)		
	住 所	日 140,000 円 104,400 円 104,400 円 131	H '	had a Tribut		(.	平 八 啊 门 丿		
					J				
1	性即鄉面鄉	佐の担合			J				
1.	 特別徴収継 特別徴収彰			新しい勤務		割額	円を		
1.	特別徴収彰指 定 番	衰務者 香 号				·-	<u></u>		
1. (特別	特別徴収第 指 定 番	8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場	合。	月夕	分(翌月10日	納入期限分)だ	j16		
1. 新しい	特別徴収第 指 定 番	衰務者 香 号	合。	月夕	分(翌月10日	·-	j16		
1. 新しい勤姿 (特別領収算系)	特別徴収第 指 定 番	 8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) 	合。	徴収し、約	分(翌月10日 内入するよう	納入期限分)だ	j16		
1. 新しい勤務先 (特別領収拿系表	特別徴収募指 定 番	機務者 所得者8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場地(ア)特別徴収税額(年税額) 140,00円(6月から翌年5月分)(イ)徴収済額35,600円(6月から8月分)(ウ)未徴収税額104,400円(9月から翌年5月分)	合。	側収し、組 受給者番	分(翌月10日 内入するよう : 号	納入期限分)だ連絡済みです。	j16		
しい動务別の主義	特別徴収録指 定 番	機務者 所得者8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場地(ア)特別徴収税額(年税額) 140,00円(6月から翌年5月分)(イ)徴収済額35,600円(6月から8月分)(ウ)未徴収税額104,400円(9月から翌年5月分)	合。	徴収し、約	分(翌月10日 内入するよう : 号 要否	納入期限分)だ 連絡済みです。 ^{在から} ^{番号を} 1. 必要	jyg		
しい動务別の主義	特別徴収募指 定 番	終務者 	合。	関収し、総 受給者番 納入書の引	分(翌月10日 内入するよう : 号 要否	納入期限分)だ連絡済みです。	jyg		
しい勤务先の対象を	特別徴収募指 定 番	8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) 本 普通徴収税額	合。	関収し、編 受給者番 納入書の引 (新規の場合のみ	ティー (翌月10日 内入するよう : 号 要否 記載)	納入期限分)だ連絡済みです。 連絡済みです。 ^{右から} ^{番号を} 1. 必要 配入	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
しい勤務先 2 - 1	特別徴収 指 定 者 所 在 フリガ 氏名又は 一括徴収の	8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)(イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)(ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) 个 普通徴収税額	合。 記(ウ)と同額	関収し、新受給者番 納入書の引 (新規の場合のみ	ティー (翌月10日 内入するよう : 号 要否 記載) 一括領	納入期限分)だ連絡済みです。 連絡済みです。 ^{右から} 番号を1. 必要 数収した税額に	から 〔 2. 不要 は、		
しい勤務先 2 埋 .	特別徴収 指 定 在 フリガ 氏名又は 一括徴収の	 8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)(イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)(ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) 个 普通徴収税額 場合 		関収し、新受給者番 納入書の引 (新規の場合のみ	ティー (翌月10日 内入するよう : 号 要否 記載) 一括領	納入期限分)だ連絡済みです。 連絡済みです。 ^{右から} ^{番号を} 1. 必要 配入	から 〔 2. 不要 は、		
しい勤務先 2 - 1	特別徴収 指 定 在 フリガ 氏名又は 一括徴収の	8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)(イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)(ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) 个 普通徴収税額		関収し、組 受給者番 納入書のみ 新規の場合のみ 左	ティー (翌月10日 内入するよう : 号 要否 記載) 一括領	納入期限分)だ連絡済みです。 連絡済みです。 ^{右から} 番号を1. 必要 数収した税額/ (翌月10日納/	から 〔 2. 不要 は、		
しい勤務先 2 理 由 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	特別徴収 指 定 在 フリガ 氏名又は 一括徴収の 1. 語 音音記入	後務者 地 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ)徴収済額 35,600円(6月から翌年5月分) (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) へ 普通徴収税額 場合		関収し、新受給者番 一般収し、新規の場合のみ を表する。 をまるる。 をまる。 を。 を。 を。 を。 を。 を。 を。 を。 を。 を	ティー (翌月10日 大学の では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	納入期限分)だ連絡済みです。 連絡済みです。 ^{右から} 番号を1. 必要 数収した税額/ (翌月10日納/	から 〔 2. 不要 は、		
しい勤務先 2 理 由 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	特別徴収 指 定 在 フリガ 氏名又は 一括徴収の 1. :: ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	後務者	記 (ウ) と同額	関収し、新受給者番 一般収し、新規の場合のみ を表する。 をまるる。 をまる。 を。 を。 を。 を。 を。 を。 を。 を。 を。 を	ティー (翌月10日 大学の では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	納入期限分)だ連絡済みです。 連絡済みです。 ^{右から} 番号を1. 必要 数収した税額/ (翌月10日納/	から 〔 2. 不要 は、		
しい勤務先 2 理 由 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	特別徴収 指 定 在 フリガ 氏名又は 一括徴収の 1. :: ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	後務者 地 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ)徴収済額 35,600円(6月から翌年5月分) (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) へ 普通徴収税額 場合	記(ウ)と同名 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	関収し、新受給者番 一般収し、新規の場合のみ を表する。 をまるる。 をまる。 を。 を。 を。 を。 を。 を。 を。 を。 を。 を	ティー (翌月10日 大学の では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	納入期限分)だ連絡済みです。 連絡済みです。 ^{右から} 番号を1. 必要 数収した税額/ (翌月10日納/	から 〔 2. 不要 は、		
しい勤務先 2 理 由 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	特別徴収 指 所 在 フリガ 氏名又は 一括徴収の 1. ** *・ *・ *・ *・ *・ *・ *・ *・ *・ *・ *・ *・ *	後務者	記 (ウ) と同額	関収し、新受給者番 一般収し、新規の場合のみ を表する。 をまるる。 をまる。 を。 を。 を。 を。 を。 を。 を。 を。 を。 を	ティー (翌月10日 大学の では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	納入期限分)だ連絡済みです。 連絡済みです。 ^{右から} 番号を1. 必要 数収した税額/ (翌月10日納/	から 〔 2. 不要 は、		

【提出先】 山梨県大月市大月二丁目6番20号 税務課 市民税担当 大月市役所 ₹401-8601

② 退職して一括徴収する場合

御注

意

転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番黒のボールペン又はペンで記載してください。

場合、「、場先で記

にした人に未徴収税額がある場合には、一括徴収する、一日現在の住所地(課税地)の市町村長に送付して、「日現在の住所地(課税地)の市町村長に送付して、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上、知書に記載された宛名番号を記載して、

は記載せず、新勤務先へ送付願います。から番号の提供を受け記載してください。最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願い

義務づけら

れて

います。

4 一月一日から四月三十日までの間新勤務先では最下段の事項を記載しまた、前勤務先が個人事業主の場合ただし、「給与所得者」の欄の「個

間に退職

給 与 支 払 報 告 に係る給与所得者異動届出書 特 別 徴 収 年 度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度 ◎異動があった場合は、速やかに提出してください。 特別徴収義務者 $\mp 012 - 3456$ 1234567 指 定 番 号 所 在 地 ○○県××市△△1丁目2番3号 給与支払者 特別徴収 宛名番号 123456 大月市 長殿 フリガナ カブシキガイシャ マルバツショゥジ 所属 人事課人事労務係 務 徴者 担連 氏 名 花子 氏名又は名称 株式会社 〇×商事 特徴 令和××年○○月△△日提出 当絡 個人番号 者先 000-000-0000 -個人番号の記載に当たっては、 電話 又は法人番号 内線(123 フリガナ スズキ イチロウ 氏 名 鈴木 一郎 (ア) (1) (ウ) 異動後の未徴収 異 動 給 の事由 特別徴収税額 徴収済額 未徴収税額 生年月日 年月日 月 昭和50年 税額の徴収方法 (\mathcal{T}) - (\mathcal{T}) (年税額) 個人番号 受給者番号 退 6 9 月から 月から 年 令和× 1. 特別徵収継続 2. 転 勤 休 得 欠 1月1日 月まで 月まで 右から 死 4 . 亡 右から ○○県××市△△32番地1 2. 一括徵収 現在の住所 8 月 番号を 番号を 5. 支払少額 不定期 記入 記入 6. 合 併 解 散 3. 普通徵収 7. そ 他 0 異動後の 140,000 35, 600 104, 400 31 日 事由・理由 (本人納付) 住 所 新しい勤務先へは、月割額_ 円を 8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。 月分(翌月10日納入期限分)から (ア)特別徴収税額(年税額) 140、000円(6月から翌年5月分) (イ)徴収済額 徴収し、納入するよう連絡済みです。 35,600円(6月から8月分) (ウ)未徴収税額 104, 400円(9月から翌年5月分) 一括で徴収した税額を納入する月 1 ※1月以降の退職の場合は、一括徴収となります。 一括徴収税額(納入額と同額) 不要 2. 一括徴収の場合 左記 ・ 徴収した税額は、 徴収予定額 徴収予定月日 (上記(ウ)と同額) 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 月分(翌月10日納入期限分)で 右から 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 納入します。 円 × 月 × 日 104, 400 3. 普通徴収の場合 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 記 右から 番号を 3. 死亡による退職であるため 欄 記入

山梨県大月市大月二丁目6番20号 ₹401-8601

税務課 市民税担当 大月市役所 -7-

【提出先】

③ 転職等で、他の会社で特別徴収を継続する場合

御 注	給 与 支 払 報 告 ₍ 特 別 徴 収	係る給与所得者異動届出書								
意	◎異動があった場合は、速やかに提出してく	ださい。	年 度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度							
4 新まただ転転 月務、 1 4 新まただし 動変の		〒012-3456 所在地 ○○県××市△△1丁目2番3号	特別徵収義務者 指 定 番 号 1234567							
一男務、前野、一男の名番		○○/\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	宛名番号 123456							
日かは最先りのおります。		* フリガナ カブシキガイシャ マルバツショゥジ	担連							
四下が所等のと		「 氏名又は名称	(
月段個得に欄を出る。	ξ t	/ 個人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載							
日項業の異、ンまを主欄動特で	フリガナ スズキ イチロ		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
で記のの後別記載の動し合個動収し	氏名 鈴木 一郎	(ア) (イ) (ウ)	8月末で退職する給与所得者が、9月末) 未 徴 収							
に、人務税で	全年月日 昭和50年 1 月	1 日 1 日 5 特別徴収税額 3 数収済額 4 未徴収税額 4	・ 月 から新しい会社で特別徴収する場合。 ************************************							
し 一 与 一 引 知 さ	与 個人番号	(年税額) (年税額) (ア) - (イ)								
た日支は、続に人現払、続に	所受給者番号	6 月から 9 月から 会	和× 年 2 1. 退 職 1 1. 特別徴収継続							
未 徴			3.休職·長欠							
収 転居等によ	り異動後の勤務先で引き続き △△3	2番1	8 月 Anno 4. 死 上 Anno 4. 元 Anno 4. 元 上 Anno 4. 元 Anno 4. 元							
7.5	行う場合には、「個人番号」	140,000	31 日 7. その他 3. 普通徴収 (本人納付)							
は、前勤務に	先では記載しないでください。	円 35,600 円 104,400 円								
は町、勤、し	1. 特別徴収継続の場合									
	特別徴収義務者	5 (新規) 法人番号 3 3 3 3 3 3	3 3 3 3 3 3 新しい勤務先へは、月割額 11,600 円を							
村長に送付で本人では、	新特									
すしはか最。	し別 所 在 地 ○○県〉	〈×市△△999番地 担	課社員係 徴収し、納入するよう連絡済みです。							
ことださずの事	勤 🎖 📗 💮 💮 💮		AUL NO							
がさずの事	務務	─────────────────────────────────────	徴 進 愛 番号							
ることが義務づけら ら番号の提供を受け 記載せず、新勤務先 にください。 上段の事項を記載し、	先者 ・ 氏名又は名称 ×	○不動産 株式会社								
ら 先 け 記		内	線(222)							
			新しい会社で特別徴収を閉始する日(9日)と							
て 送 載 新 勤変	2. 一括徴収の場合		特別徴収を開始する月(9月)と							
さいます。 送付願いま 新勤務先に		徴その日割額を	飲 収した祝額は、 記載します。							
でいます。 送付願います。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	理 1. 異動が令和 年12月31日まで	で、一括徴収の申出があったため	徴収した税額は、							
い 付 U 勤 願 C 先	理 1. 異動が令和 年12月31日まで 由 ^{右から} 2. 異動が令和 年1月1日以降	で、一括徴収の申出があったため	記載します。							
送付願います。 送付願います。 送付願います。	理 1. 異動が令和 年12月31日まで 由 ^{右から} 2. 異動が令和 年1月1日以降 ^{記入}	で、一括徴収の申出があったため	(翌月10日納入期限分) で							
でいます。 送付願います。 送付願います。	理 1. 異動が令和 年12月31日まで 由 ^{右から} 2. 異動が令和 年1月1日以降	で、一括徴収の申出があったため	(翌月10日納入期限分)で 円 納入します。 ※							
でいます。 送付願います。 送付願います。	理 1. 異動が令和 年12月31日まで 由 ^{右から} 2. 異動が令和 年1月1日以降 3. 普通徴収の場合 1. 異動が令和 年12月31日まで	で、一括徴収の申出があったためで、特別徴収の継続の申出がないため 月 日	(翌月10日納入期限分)で (翌月10日納入期限分)で 納入します。 ※ 市町							
さいます。 送付願います。 送付願います。	理 1. 異動が令和 年12月31日まで由	で、一括徴収の申出があったためで、特別徴収の継続の申出がないため 月 日	記載します。 (翌月10日納入期限分)で 納入します。 ※ 市町村村記							
さいます。 送付願います。 送付願います。	理 1. 異動が令和 年12月31日まで 由 ^{右から} 2. 異動が令和 年1月1日以降 3. 普通徴収の場合 理 1. 異動が令和 年12月31日まで	で、一括徴収の申出があったためで、特別徴収の継続の申出がないため月 月 日で、一括徴収の申出がないため	(翌月10日納入期限分) で (翌月10日納入期限分) で (翌月10日納入期限分) で (初入します。							

1 DE137 PK 11.24 DE13.

■事業者がマイナンバーを取り扱う際の注意点■

1 個人番号の利用目的について

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の規定に基づき、個人情報取扱事業者は、特定個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、かつそれを本人に通知又は公表しなければならず、また、当該事業者が特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱うことはできないこととされています。

したがって、「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」により提供を受けた個人番号の利用に当たっては、例えば、 その利用目的を「給与支払報告書作成事務」や「源泉徴収票作成事務」等、番号法に基づく関係事務の範囲で特定し、かつ、 それを本人に通知又は公表していることが必要であるとともに、その利用目的の達成に必要な範囲に限って利用する必要が あります。

なお、利用目的を特定個人情報の取得経路ごとに特定(例えば「本人から取得した特定個人情報は源泉徴収票作成事務」等) し、本人に通知又は公表している場合においては、別途、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)により取得した個人番号の 利用目的を特定し、本人に通知又は公表する必要があります。また、個人情報保護法第20条及び第21条並びに行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第12条により、特別徴収義務者は 個人番号の取扱いについて、漏えい防止などの必要な安全管理措置を講ずる必要がありますので御留意ください。

2 特別徴収義務者の個人番号の収集について

個人番号の収集ができていない従業員等については、引き続き個人番号の収集に努めるようお願いいたします。

番号法第6条

個人番号及び法人番号を利用する事業者は基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

特別徴収納入書の訂正方法について

納入すべき金額に訂正が生じた場合には、『納入金額(1)』欄を横線で抹消し、『納入金額(2)』欄の 各内訳に訂正後の金額を記入してください。

記入例

訂正前納入金額:775,700円

訂正後納入金額:705,000円(給与分)※枠内の該当する欄に記入

山 梨 県 大 月 市 結与所得等に係る 領収配言② 市区町村コード 口 座 番 号 加 入 着 名 1 9 2 0 6 6 00450-6-960015 山嶼県大月市会計管理者 月別	山梨県大月市 指与所得が係る 納入 (原符) ② (原符) ② (原符) ② (原符) ③ (原格) (原格) (原格) (原格) (原格) (原格) (原格) (原格)	山 梨 県 大 月 市 結与所得等に係る 納入済通知書② 市区町村コード ロ 座 奇 号 加 入 省 名 1 9 2 0 6 6 00450-6-960015 山梨県大月市会計管理者 別
住所 〒 スは	任 所 マ マ スは 取 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	領取 日開 日開 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日

注

数字は、枠内に大きく次の要領で記入してください。

[正しい記入例]

0123456789

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。

住所

御注意

給 与 支 払 報 告 特 別 徴 収 に係る給与所得者異動届出書 年 度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度 ◎異動があった場合は、速やかに提出してください。 特別徵収義務者 指定番号 所 在 地 給与支払者 特別徴収 宛名番号 大月市 長殿 フリガナ 所 属 担連 EI)氏 名 氏名又は名称 日提出 当絡 月 年 令和 個人番号 者先 ←個人番号の記載に当たっては、 電話 内線 (又は法人番号 フリガナ 氏 名 (ア) (1) (ウ) 異動後の未徴収 動 異 動 事 給 \mathcal{O} 由 特別徴収税額 徴収済額 未徴収税額 年月日 生年月日 年 月 日 税額の徴収方法 (年税額) (\mathcal{T}) – (\mathcal{T}) 与 個人番号 受給者番号 1. 退 職 月から 月から 年 1. 特別徵収継続 2. 転 勤 3. 休 欠 得 職 長 1月1日 月まで 月まで 死 右から 4 . 亡 右から 一括徴収 5. 支払少額 6. 合 併 ・ 7. そ の 現在の住所 月 番号を 番号を 不定期 者 記入 記入 解 散 3. 普通徵収 0) 他 異動後の 日 事由・理由 (本人納付)

円

1.	特別徴収継続の場	! 合					
	特別徴収義務者指 定 番 号	(新規) 法 人 番	号				は、月割額円を
新しい		〒	担当	所属			月10日納入期限分)からるよう連絡済みです。
勤義務務	フリガナ		者連	氏名		受給者番号	
先者)	氏名又は名称		絡先	電話	内線()	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を1. 必要 2. 不要 記入

円

円

2	. 一括徴収の場合			+=10 +T/44/10 1 + T/4 + T/4 + +
理	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、
-				月分(翌月10日納入期限分)で
由	^{右から} 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため ^{電号を} ^{記入}	月 日	円	納入します。
3	. 普通徴収の場合		*	

3	. 普通	数収の場合	
理		1.異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	市町
	右から	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	村 記
由	番号を記入	3. 死亡による退職であるため	欄

山梨県大月市大月二丁目6番20号 大月市役所 税務課 市民税担当 【提出先】 ₹401-8601

		1寸/	训拟	12 9)	3 /出	T1 / 13	入个只人				※ 印町付便用欄									
			_	所在地(住所)	Ŧ	_						•			特別徴収	義務者				※市町村ごと に異なります
年月日 給 特 フリガナ フリガナ														指定	番号	新規の場	易合、納入	書(要	• 不要)	
提出 支 収 名 称 数 義 (氏 名)															係					
A											(FI)	担当者連絡先	氏名							
				法人番号												電話			_	
	フリガナ		旧	姓	宛	名	番号	<u>1.</u> 7			期別を	を○で囲ん	でくださ	Z / /°						
	氏 名										鱼 徴 収									
	Α 4										切替	 期 別	※ 世				ぎたものは、	、特別徴	収への	
給	生年月日	1 昭	7和 •	平成		年	· 						乜	切替ができません。						
給与所得者	1月1日現在	〒 —									亅徴 収 予定月		月分) (月		内期分) 別徴収を	から 開始します。		
者	の住所										届出	3 理由	1. 入	.社 2	2. その)他()	
		₹	〒 ― ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。							(V)		معلم المطم		な場合のみ	記入し	てください。				
	現在の住所	Í										月行の	割 類 額			月	日	までに通	通知書が	必要
												,	~ <u> </u>			※ 通知	1書が間に合	今わない場合	今のみ電話	5連絡します。

【添付書類】

1. <u>普通徴収の納付書</u> (二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。) ※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

- 1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
 - ※ 普通徴収の納期限は年4回のため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください(市町村ごとに通知の発送期日が異なるため)。
- 2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。

【提出先】〒401-8601 山梨県大月市大月二丁目6番20号 大月市役所 税務課 市民税担当

特別	刂徴丩	仅義	務	者の原	折在	地•4	呂称	変更	届	出書		*	市町	村使月	刊欄									
				所在地(住所)		_		*	届出時,	点での別	近在地·	名称を	記入し	てくだ	さい。	特別徴収指 定							※市町に異な	「村ごと iります
年	月	 提出	給与支	名 称 (氏名)	7											担当者	係							
(宛先)	大月市		払者者	職氏名目	:D									ŒĮ)	連絡先								
(クロノL) → 誤読を避り		, .	つ リロー・ディング	法人番号													电印							
◆ 代表者の						' o										変更年	月日			年		月	F	1
事可			雾	变 更 前	íj (∃)	※ 変	更項目の	りみ記え	入してく	ださい	0			変	更 後	(新)	*	変更項	質目の	み記入し	こてくだ	さい。
フリガニ 所 在	也		_									₹		_										
フリガニ	ナ																							
名	东																							
電話番号			_		_			(内約	泉)			-	_		_				(内線)
変更理日	∄□ 1.	. 事務原	听等移	·転 2	. 送付5	七変更	3. 社	土名(名)	陈)変勇	更	4. 法	人成り)	5. 個	人事	業化	6. 給	与事務	务の統	合【下	欄を記	己入して	ください	,°]
(該当番号に() 7.	. 合併に	こよる変	変更【下村	闌を記入	してくださ	۱۰°]	8.	分割に	こよる変	変更【	下欄を	:記入1	してくた	ごさい	,]	9. そ	の他()
統 1. 指定	至番号を					. 2010					統合	所 在	地	₹		_								
合				者異動届			てくださ	źΛ,°				フリァ	ガナ											
併 2. 統合 分				定番号を 者異動届		=	てくださ	۲۱٬°			併・分	名	称											
割後	指定	它番号							市町村こ 異なりま		割さ	電話者	番号					_			(内線	1)
の 指 3. 旧特	上別徴収	2義務者	音の指流	定番号を	継続使	用する。					れる声	法人	番号											
定番号	指定	定番号							市町村こ 異なりま			^{特別徴収} 指定者				ı							- 市町村 二異なり	

【提出先】〒401—8601 山梨県大月市大月二丁目6番20号 大月市役所 税務課 市民税担当

郵便局長殿

大月市長 小林 信保



郵便官署の指定について

特別徴収税額の納入に郵便局を 利用される場合は、当市が指定し た金融機関でなければなりません ので右の「指定通知書」に利用さ れる郵便局名を記載のうえ、当初 納入される際その郵便局に提出し てください。 特別徴収税額納入機関の指定について

このことについて、地方税法第321条の5第4項 の規定に基づいて、貴局を当市の市・県民税特別徴 収税額の取扱局に指定したので通知します。

1. 口 座 番 号 00450-6-960015

1. 加入者氏名又は名称 山梨県大月市会計管理者

1. 取りまとめ店 ㈱ゆうちょ銀行横浜貯金事務センター